

[事案 24-176] 転換契約無効請求

・平成 25 年 7 月 10 日 和解成立

<事案の概要>

一部契約転換した際、募集人による説明が不十分だったとして、転換後契約を取消し、転換前契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 8 月、平成 5 年に加入した転換前契約（終身保険）の一部（保険金 800 万円のうち 300 万円）を契約転換し、転換後契約と存続契約の 2 件となった。しかし、転換前契約を解約する意思はなく、募集人に対し、「転換は解約ではないか」と何度も確認し、募集人が「解約ではない」と説明したことから、本契約転換は転換前契約の内容変更のつもりで行ったため、転換後契約を取り消して、存続契約を転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約転換に際し、契約内容の説明を適切に行っている。
- (2) 「現在の保険と同じくらいの保険料にできないか」との申出により、一部契約転換することで終身保険部分の修正などしており、一部契約転換について申立人が誤解しているとは思えない。
- (3) 設計書、申込書に、保障内容は明記されており、申立人は了解のうえ契約転換している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

募集人が誤った説明をしたとしても、そのことにより本契約転換が直ちに無効になるわけではないことから、申立人の主張は、錯誤（民法 95 条）にもとづく本契約転換の無効であると判断する。

2. 錯誤無効について

勧誘時に募集人が、設計書を使用したことについて当事者間に争いはなく、その記載内容から、本契約転換の内容について一通りの説明がなされたと認められる。申立人の「解約ではないか」との質問に対し、募集人は「解約ではありません」と回答しているが、契約転換とは、現在の契約を解約することなく、その責任準備金や配当金など（転換価格）を新しい契約に充当する方法であり、募集人の回答に誤りはない。申立人に、本契約転換を転換前契約の内容変更と誤信したとの錯誤があり、その錯誤が要素の錯誤

であったとしても、設計書の記載内容から、転換前契約の内容変更でないことは容易に理解できることから、申立人には重大な過失があったといえる。よって、民法 95 条ただし書きにより、無効を主張することはできない。

3. 和解について

当審査会の判断は以上のとおりであるが、以下のとおり、本件は和解により解決することが相当である。

- (1) キャッシュレス転換制度の利用により、第 1 回保険料を現金で支払う必要がなかったため、クーリング・オフの起算日は申込日であったが、申立人は、契約成立の時点と勘違いしていたことから、募集人より契約が成立した旨の連絡があった後に申出を行い、期間経過によりクーリング・オフは認められなかった。重要事項説明書は申立人に交付されており、申立人はクーリング・オフの起算日について知り得る状態にあったといえるが、キャッシュレス転換制度の利用により、重要事項説明書を見ても、一般人において、クーリング・オフの起算日を理解するのは必ずしも容易とはいえない。
- (2) 一方、募集人は、申立人の体調が優れず、普段実施しているクーリング・オフ制度の説明ができなかった。また、申立人の体調が優れず、説明ができなかったのであれば、電話や改めて出向くなどして、説明を補足することは容易であったといえる。したがって、募集人が普段通りの説明をしなかったことを全く問題にする余地がないとまではいえない。